

[会議録]

| | |
|---------------|--|
| 会議名称 | 令和元年度第5回 市川市個人情報保護審議会 |
| 議題等 | 諮問事項（特定個人情報保護の全項目評価書の承認について）に係る検討について |
| 開催日時 | 令和2年3月10日（火）13時30分 ～ 14時00分 |
| 開催場所 | 市川市役所仮本庁舎 4階 第2委員会室 |
| 出席者 | 委員 奥川 貴弥（会長）、古賀 加奈子（副会長）、小島 千鶴、荻野 良江、伊与久 美子、小林 俊之、松原 いつ子、勝田 信篤 |
| | 事務局 [総務部] 関 公文書管理担当理事 [総務部総務課] 木村副参事、樋口主幹、小谷主査、朝倉主任 |
| | 説明課及び職員 [市民部] 大場次長 [市民部市民課] 河野課長、山田主幹、杉田副主幹 [情報政策部情報システム管理課] 小林課長、櫻井主幹、中村主任、阿部主任 |
| 傍聴 | <input checked="" type="checkbox"/> 可（ 0 人） / <input type="checkbox"/> 不可 |
| 会議概要 ※詳細別紙 | 市民部市民課で特定個人情報を取り扱う「異動受付支援システム」を新規に導入するに当たり、特定個人情報の入手方法や漏えい等のリスク対策等の詳細にわたる項目を評価した「全項目評価書」を再度作成したことから、同評価書の承認を求めるため諮問し、審議を行った。 |
| 配布資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・特定個人情報保護評価書（全項目評価書） ・第三者点検に係る予備点検における指摘事項 |
| 特記事項 | |

[会議録]

別紙

令和元年度第5回 市川市個人情報保護審議会

【議長(奥川会長)】

それでは、令和元年度第5回市川市個人情報保護審議会を開催いたします。

はじめに、会議の公開についてであります。審議会の会議は「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」第6条により原則公開となっております。事務局にお伺いしますが、今回の審議内容に非公開情報は含まれているのでしょうか。

【事務局】

非公開情報はございません。

【議長(奥川会長)】

ありがとうございます。非公開情報はないとのことですので、会議を公開することとしてよろしいでしょうか。

【審議会委員】

異議なし。

【議長(奥川会長)】

それでは、会議を公開することとします。本日は、傍聴希望者はいないとのことですので、このまま会議を続けます。

【事務局】

諮問事項をご審議いただく前に、大場市民部次長より諮問書を会長にお渡ししたいのですが、よろしいでしょうか。

【議長(奥川会長)】

認めます。

【大場市民部次長】

よろしくお願いいたします。

諮問事項。特定個人情報保護の全項目評価書の承認について。

諮問理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。)の施行に伴い、個人のプライバシー等の権利利益を保護するという観点から、マイナンバー法第28条の規定に基づき、地方公共団体は、マイナンバーを含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)を取り扱うシステムにおける特定個人情報の漏えい等の発生の危険性及び影響に関する評価(以下「特定個人情報保護評価」という。)を実施することとされていることから平成27年8月に「特定個人情報保護の全項目評価書」を作成し、貴

[会議録]

審議会に承認を得たところです。

この度、市民部市民課外4箇所で「異動受付支援システム」を新規に導入するに当たり、このシステムにおいても特定個人情報を取り扱うため、特定個人情報保護の評価の再実施を行うこととなりました。

再実施につきまして、システムが扱う対象人数が30万人以上の場合は、特定個人情報の入手方法や漏えい等のリスク対策等の詳細にわたる項目を評価した「全項目評価書」を再度作成し、評価書について、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関等の意見を聴くなど、第三者による点検を受けること(特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項)となっております。

ただし、これらの機関による点検が困難な場合は、専門性を有する外部の第三者によることも可能とされていることから、本市につきましては、「住民基本台帳に関する事務」について、監査法人の予備点検を受け、その結果について「不適合なし」との報告を受けたところです。

そこで、今般、この全項目評価書について、貴審議会に承認を求めるものです。

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ここで、大場市民部次長は議会对応のため、退席させていただきます。

【議長(奥川会長)】

それでは、諮問書の交付を受けましたので、審議に入りたいと思います。

諮問事項「特定個人情報保護の全項目評価書の承認について」、諮問実施機関から説明をお願いします。

【諮問実施機関】

市民部市民課長の河野と申します。よろしくお願いいたします。

特定個人情報保護評価の全項目評価書の第三者点検について、ご説明いたします。

マイナンバー法第28条で、特定個人情報保護評価に対する重要な変更があった場合には、特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられております。

「住民基本台帳に関する事務」につきましては、特定個人情報ファイルの対象人数が30万人以上であることから、特定個人情報の入手方法や漏えい等のリスク対策等の詳細にわたる項目を評価した「全項目評価書」を作成し、平成28年度に公表をしているところですが、このたび市民部市民課外4箇所で「異動受付支援システム」を新規に導入することから、特定個人情報保護評価の重要な変更該当し、特定個人情報保護評価を再実施することとなりました。「異動受付支援システム」は、転入の際に市民が持参した転出証明書を、また転居や転出の場合は既存の住民基本台帳システムのデータをOCRで読み取り、住民異動届を作成するものです。

全項目評価の実施につきましては、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関等の意見を聴くなど、第三者による点検を受けることとなっております。そのため、今回、市川市個人情報審議会に承認を求めるものです。

ただし、これらの機関による点検が困難な場合は、専門性を有する外部の第三者によることも可

[会議録]

能とされていることから、監査法人「日本検査キューエイ」の予備点検を受けたものです。

その結果については「不適合なし、要改善4件、good2件」との報告を受けております。

改善を要する4件について説明いたします。

1点目は、資料「全項目評価書」の42ページをご覧ください。

「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の中の「2.特定個人情報の入手」欄内「リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク」の内「リスクに対する措置の内容」についてでございます。

「任命している事務取扱担当者の把握に時間を要し、登録管理状況の適切性を把握できない状況であったため、管理責任者による事務取扱担当者の把握方法に改善の余地がある。」との指摘がございました。

この点については、任命している事務取扱者の把握に関し、本庁市民課だけでなく、大柏出張所、市川駅行政サービスセンター、行徳支所市民課、南行徳市民センターの事務取扱者を一覧にして、集約してまとめ、必要な場合すぐ参照できるように改善いたしました。さらに、職員の異動があった際には、速やかに更新して、常に最新の状態とするようにいたしました。

2点目は、「全項目評価書」の24ページをご覧ください。

「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」の中の「6.特定個人情報の保管・消去」欄内「②保管期間」についてでございます。

「特定個人情報を含む紙・カードの情報資産については、各課で作成する「情報資産一覧表」にて保存場所を「マイナンバー担当ロッカー④文書」として特定しているが、保管期間が電子情報と整合していないケースがあったため、両資産の保管期限の整合性をレビューすることについて改善の余地がある。」との指摘がございました。

この点については、本項で明記することを求められている点が、住民記録ファイルに関する取扱いであることから、該当箇所を住民基本台帳法施行令第34条が令和元年6月に「市町村長は、除票又は戸籍の附票の除票を、これらに係る住民票又は戸籍の附票を消除し、又は改製した日から150年間保存すること」と改正されたことに伴い、評価書の該当箇所「②保管期間」の「期間」の項目を「20年以上」と表記し、「その他の妥当性」を「現存者については、すべて保存している。」、「住民票は削除された日から住基法施行令第34条に基づき150年間は保存する。」と改めました。

3点目は、「全項目評価書」の43ページをご覧ください。

「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の中の「2.特定個人情報の入手」欄内「リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」についてでございます。

「内部監査は徹底されているが、課内での自己点検については課内研修による周知徹底のみであり、実務運用の点検という観点では不足感があつた。責任者による事務取扱担当者の業務手順の理解度のサンプリングチェック等、効果的な自己点検方法について検討の余地がある。」との指摘がございました。

この点については、管理責任者は日頃から職員の仕事の進め方が特定個人情報に関する研修の効果が適正に反映されていることを確認し、時には事務取扱者に業務手順、法令順守などの問いかけを適宜行うなどすることにより、常に職員自身が自覚をもって安全管理の下、仕事に従事することを認識してもらうようにします。

[会議録]

4点目は、同じく「全項目評価書」の43ページの「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の中の「2.特定個人情報の入手」欄内「リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」についてでございます。

「個人情報の取扱いを含めた罰則規定は、職員についてはマイナンバー安全管理措置マニュアルにて管理運用マニュアル「懲戒手続き A. 7. 2. 3」に定められているものの、委託先への罰則については委託契約により罰則を科すことが明示されていなかったため、併記することについて検討の余地がある。」との指摘がございました。

この点については、全庁に関係する事項であるため、マイナンバー安全管理措置マニュアルをはじめとする ISMS マニュアル集について、令和2年度の庁舎移転に伴いその内容を見直す予定であることから、そのタイミングで本事項も見直すことといたします。

以上、指摘を受けた要改善点4点については修正し、お手元の全項目評価書をまとめております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議長(奥川会長)】

それでは審議いたします。ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

【勝田委員】

よろしいですか。

驚きましたのが、住民票を150年間保存するということで、雑ばくな質問で申し訳ありませんが、明治の頃からの記録、例えば、東葛飾郡の中の現在の市川市に該当する地区の記録が、紙ベースで現在も残っているものなのでしょうか。

【諮問実施機関】

市民課長でございます。

住民票に関しましては、戸籍の附票も同じなのですが、例えば、市川市内在住の方が市川市外に異動されますと、住民票自体は除票となりますが、そのタイミングから5年間保存することとされておりまして、過去の住民票については、5年保存した後削除されております。昨今、不動産登記の関係で、登記簿上の住所変更がされないままですと、登記簿に載っている所有者等と連絡を取ろうとしても連絡が取れないという状況が多くございまして、それが所有者不明土地の問題にもつながってしまうという観点から、住民票除票の保存期間を150年間に延長するものでございます。

【議長(奥川会長)】

他にご質問、ご意見ございますか。

【小島委員】

今回の指摘事項の部分ではありませんが、よろしいですか。

同様の事案のことかと思いますが、「全項目評価書」の57ページと71ページの「7. 特定個人情報の保管・消去」内の「⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が

[会議録]

発生したか」の「その内容」のところに、事例が記載されていますが、通常、メールで添付ファイルをいただくときはパスワードを付けたもので送信されていたと思います。こうした実務上のところは、事務処理手順にどのように定められているのでしょうか。

【諮問実施機関】

情報システム管理課長でございます。

メールの送信につきましては、原則として、個人情報のやりとりを行わないこととしております。ただし、やむを得ず、外部にメールを送信する場合は、必ず複数名の職員にて送信先等の確認を行った後に送信することとしております。

【小島委員】

わかりました。そうすると、添付ファイルにパスワードを付けるといった対策は、事務処理手順に定められているわけではなくて、個々の職員が状況に応じて行っているということでしょうか。

【諮問実施機関】

はい。必ずパスワードを付けるということを明記はしてはおりませんが、必要に応じて、そういった対策が行われているものと認識しております。

【松原委員】

先ほどの「誤ってメールに添付し送信した。」との関連で、添付されていた Excel ファイルに関することでよろしいでしょうか。ファイル内に複数のシートがあって、事務処理上便利だから個人情報記録されているシートをコピーして残しておくということもあるかと思いますが、本件もそういったことが原因だったのでしょうか。

【諮問実施機関】

情報システム管理課長でございます。

ご指摘のとおりでございます。本来は、個人情報記録されたシートを参照して出した件数をまとめた表のみが記録されたデータを送信すべきところでしたが、事務手順を誤りまして、個人情報記録されたシートを削除せずにデータを送ってしまったものでございます。

【議長(奥川会長)】

その後の事務処理はどう対応したのでしょうか。

【諮問実施機関】

送信先の各事業者にもメール及びデータを削除していただくよう連絡をいたしました。

【議長(奥川会長)】

他にご質問、ご意見ございますか。

[会 議 録]

【勝田委員】

初めの質問の続きで申し訳ありませんが、よろしいですか。

住民票を150年間保存するというのは、所有者不明の不動産の所有者を辿っていくためというようなお話でしたが、これは市川市だけでなく、他の自治体でも同様の取扱いをするということでしょうか。

【諮問実施機関】

市民課長でございます。

保存期間を延長することの目的の全てが、所有者不明の不動産の対策ということではないかと思いますが、この運用自体は国が一律で定めているものでございます。

【議長(奥川会長)】

ご質問、ご意見等なければ、本日の質疑は終了したいと思いますのですが、よろしいですか。

それでは、本日の議事はすべて終了いたします。

最後に次回の日程について、事務局よりお願いいたします。

【事務局】

次回の審議会ですが、年度末のお忙しいところ、大変恐縮でございますが、今年度中に開催していただきたいと考えております。開催日について日程調整をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【審議会委員】

異議なし。

(日程調整)

【事務局】

それでは、令和2年3月24日の午後1時半から開催ということでよろしいでしょうか。詳細につきましては、改めて開催通知にてお知らせさせていただきます。

また、開催から時間が経過いたしまして大変恐縮でございますが、第3回、第4回開催の会議録を作成いたしましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。会議録につきましては、訂正等ございましたら、3月19日までにご連絡いただきますようお願いいたします。その日以降に、会議録を市のホームページにて公開する予定であります。

なお、本日の会議に関する会議録につきましても、後日作成いたしますので、別途ご確認のお願いをさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【議長(奥川会長)】

それでは、以上をもちまして令和元年度第5回市川市個人情報保護審議会を閉会いたします。あ

[会 議 録]

ありがとうございました。

(閉会)